

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十二号

### 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四項において」を「以下」に改める。

第十一条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び子育て支援部分休暇」に改める。

第十七条を第十八条とする。

第十六条第二項中「前四条」を「第十一条から前条まで」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の見出し中「特別休暇及び介護休暇」を「特別休暇等」に改め、同条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び子育て支援部分休暇」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

#### （子育て支援部分休暇）

第十五条 子育て支援部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員を除く。）が小学校に就学している子（第一学年から第三学年までの子に限る。）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては、二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間及び人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 前条第五項の規定は、子育て支援部分休暇について準用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第十三条第二項中「第十三条の規定に基づく人事委員会規則の規定による育児時間を承認されている職員」を「第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員」に、「当該育児時間」を「当該子育て支援部分休暇の期間及び人事委員会規則で定める時間」に改める。